

平成30年9月定例会

まちづくり常任委員会会議録

|           |  |
|-----------|--|
| 招 集 月 日   | 平成30年9月10日(月)                                      |
| 会 議 場 所   | 市役所 5階 理事者控室                                       |
| 開 会 日 時   | 平成30年9月10日(月) 午前 9時01分                             |
| 散 会 日 時   | 平成30年9月10日(月) 午後 3時02分                             |
| 委 員 長     | 坂 本 国 広  |
| 委員会出席委員   |  |
| 委 員 長     | 坂 本 国 広  |
| 副 委 員 長   | 加 藤 英 樹  |
| 委 員       | 阿 部 慎 也      秋 谷      修      頓 所 澄 江<br>橋 本      稔 |
| 委員会欠席委員   |  |
| 議 長       |  |
| 委 員 外 議 員 | なし   |
| 傍 聴 者     | なし   |

議 題

| 議案番号    | 議 題 名                                       | 審査結果         |
|---------|---|--------------|
| 第 7 7 号 | 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例                         | 原案可決         |
| 第 7 8 号 | 市道の路線の認定について                                | 原案可決         |
| 第 8 0 号 | 平成 3 0 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分  | 原案可決         |
| 第 8 3 号 | 平成 3 0 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 1 号）               | 原案可決         |
| 第 8 4 号 | 平成 2 9 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分     | 認 定          |
| 第 8 6 号 | 平成 2 9 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について            | 認 定          |
| 第 8 8 号 | 平成 2 9 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について  | 認 定          |
| 第 8 9 号 | 平成 2 9 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について | 認 定          |
| 第 9 1 号 | 平成 2 9 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について           | 原案可決<br>及び認定 |
| 第 9 2 号 | 平成 2 9 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について          | 原案可決<br>及び認定 |

委員会執行部出席者

（都市整備部）

|          |         |
|----------|---------|
| 都市整備部長   | 田 島 史   |
| 都市整備部副部長 | 大 塚 泰 史 |
| 都市整備部副部長 | 高 橋 英 樹 |
| 都市計画課長   | 島 村 信 行 |
| 都市計画課副参事 | 堀 岳 夫   |

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 建築課長                  | 関 口 敬 一 |
| 建築課副参事                | 大 島 和 之 |
| 都市整備部参事兼市街地整備課長       | 清 水 千 之 |
| 市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長 | 中 越 好 康 |

(建設部)

|            |         |
|------------|---------|
| 建設部長       | 加 藤 薫   |
| 建設部副部長     | 村 田 弘 一 |
| 建設部副部長     | 清 水 洋   |
| 道路課長       | 原 口 正   |
| 道路課副参事     | 武 田 昌 行 |
| 道路課副参事     | 大 堀 勝 彦 |
| 工事課長       | 中 根 治 人 |
| 工事課副参事     | 五十嵐 剛   |
| 下水道課長      | 矢 部 正 樹 |
| 建設部参事兼水道課長 | 三 村 正   |
| 水道課副参事     | 原 口 均   |
| 吹上支所長      | 吉 田 憲 司 |
| 川里支所長      | 春 山 一 雄 |

|    |         |
|----|---------|
| 書記 | 小野田 直 人 |
| 書記 | 中 島 達 也 |

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員と頓所澄江委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第77号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例、議案第78号 市道の路線の認定について、議案第80号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分、議案第83号 平成30年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第86号 平成29年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第88号 平成29年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第89号 平成29年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第91号 平成29年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議案第92号 平成29年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についての議案10件であります。

これらを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第78号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第84号の一般会計決算認定については、歳入歳出を一括して審査を行い、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第78号 市道の路線の認定について執行部の説明を求めま

す。

(阿部) 委員長、きょうは大体どの辺まで目標に進めるつもりですか、その辺のことを伺っておきたいなと思って。

(委員長) どの辺ぐらいですかね。1年前ってどのあたりまでいきましたかね。

(何事か声あり)

(委員長) 決算の説明ということですよ。時間的な目標は、16時ぐらいの……

(阿部) 説明が終わらないと。

(委員長) 終われないですね。

(何事か声あり)

(委員長) はい。

(阿部) わかりました。

(委員長) それでは、道路課長、お願いいたします。

(道路課長) おはようございます。議案第78号、市道の路線の認定2路線についてご説明いたします。

議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思っております。

初めに、図面ナンバー1をごらんいただきたいと思っております。市道吹2526号線でございますが、起点を鴻巣市吹上富士見2丁目520番23地先とし、終点を同520番22地先とします。幅員4.5メートル、延長141.6メートルの路線でございます。これは、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。なお、今回認定する開発道路につきましては、補修等を要する場合は、建築物などがある程度できた時点で補修などを行うことで、開発業者との調整は事前に済んでおりますので、ご報告させていただきます。

次に、図面ナンバー2をごらんいただきたいと思っております。市道川2387号線でございますが、起点を鴻巣市広田字芝崎3249番1地先とし、終点を同3246番2地先とします。幅員4メートル、延長72.09メートルの路線でございます。これは、建築行為のための道路要件を満たしている道路に

ついてこれを認定するものです。

以上2路線の認定をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時07分)



(開議 午前10時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第78号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) では、何点か。まず、川里の市道川2387号線、これ帰属されたということで、今砂利になっていますよね。あれ将来的にはもしこれを舗装してくれといった場合は市はやらざるを得ないということなんでしょうか。

(道路課長) 基本的には市のほうは舗装はやっていないです。

(橋本) 例えば所有者がやってほしいといった場合は、いつかはやらなければいけないということなのですか。どこでもたくさんそういう場所あると思うのですけれども。

(道路課長) ほかの地域でもやっぱり同じような突っ込みでありますけれども、市のほうで舗装をやっているところはないです。

(橋本) あと、田んぼと仕切りありますよね。板ですか。あれを破損した場合は、あれは市が持つということなのですか。

(道路課長) 基本的には地権者の方にやってもらうという形。

(橋本) あと、吹上のほうですけれども、いつでもこういう開発のところで見ると側溝とかみんなかなり傷があったり、今回は結構かなりひどいような状況だと思うのですけれども、ああいうのって結局最終的には補修をして認定をするということですからけれども、あんな簡単に工事の車が通ったりなんかして壊れているのだと思うのですけれども、ああいうの、それは基準どおり補修して、基準どおりだったらもうそれは市が受けるという形なんでしょうか。

(道路課長)開発に伴って帰属を受ける前に開発業者とは一応話をして、正規の形で戻して受けるという形で話はしておりますので、最終的には直して、それからうちのほうが受けるという形になります。

(橋本) そうすると、それで終わって引き受けました、それでまた一般の自分の車とか、そういうのが通ったり、例えばトラックが通ったりして同じように傷ついた、そうした場合は業者じゃなくて、今度は市が負担するということになるということなのですか。

(道路課長) 開発が全て今、今回の場合は建物が終わった段階で修理を一度かけていただいて、その後の維持管理については市のほうの維持管理という形になりますので、開発に伴ったものでなければ市のほうで補修をするような形になります。

(橋本) 最後に、そういった場合、今まで例えばああいった業者さんのほうでつけました、その後傷がついたり、破損しました、そういった場合で市が修理したとか、そういう実績というか、そういうのは経験あるのでしょうか。

(道路課長) やっぱり帰属を受けて1年間というというのは開発業者の瑕疵もありますので、そういった場合については開発業者のほうに直すような形で指導はしますけれども。

(橋本) では、それはその業者さんに直してもらう、新しくしてもらうということですか。

(道路課長) はい、そのとおりです。

(阿部) 開発をするに当たっては、必ず今回も二千四百何平米の広い面積なのだけれども、そして件数にして十数件、ごみの集積所というのは、義務づけられるのは何件以上の開発のときに義務づけられるのかね。そこにあった。

(都市整備部副部長) 開発の都市計画法の29条においては、ごみ置き場は公共施設ではございませんので、その要件はございません。ただし、鴻巣市開発事業指導要綱に基づいてごみ置き場は設置をお願いしているという形で、ちょっと調べていますが、たしか私の記憶だと5戸以上のものについてはごみ置き場を環境課のほうかな、そちらのほうで要求を

をお願いしているということとところでございます。

以上です。

(阿部) では、そういう何かやっぱり市のほうからの要請というのが5戸以上であるということですね。はい、わかりました。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第78号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(都市計画課長) 議案第77号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例についてお願いしたいと思っております。

鴻巣市都市公園条例の一部を次のように改正する。別表第4、上谷総合公園サッカー場利用料金の表、サッカー場中の2,000円を3,000円に、1,000円を1,500円に、500円を750円に改めるというものでございます。こちらのほうにつきましては、上谷総合公園サッカー場におきまして、人工芝の経年劣化に伴うサッカー場の改修、芝の張りかえを今年度行います。その張りかえに伴いまして、サッカー場の人工芝の費用の一部を



利用者の方に負担をしていただくという名目もありまして、公平性を確保するため、利用料金をさきのとおり改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（頓所）今の説明をいただきましたけれども、その経年劣化に伴う改修工事として今回料金の改定を行うわけですけれども、その料金を改定するその積算根拠を教えてくださいたいと思います。

（都市計画課長）今の根拠ということで、こちらのほうの考え方をお示ししたいと思っております。

全国の多くの自治体さんでやはりこのような施設をお持ちなのですが、そこでちょっと多くで採用しております原価計算方式を検討いたしまして改定をしております。原価方式に充てますと、金額としては3,251円という金額が計算上に出るわけですが、2,000円から3,251円といういわゆる金額を上げるに当たりまして激変緩和措置として3,251円というぴったりとその金額ではなくて、3,000円という額に抑えております。今の現状の1.5倍ということで、ほかの先ほどの1,000円とか500円の関係も掛ける1.5倍ということにしております。こちらのほうの原価計算の考え方なのですけれども、工事費もでございます。今回芝の張りかえのための工事費もでございますが、そのほか人件費、職員がかかわる、スポーツ健康課にかかわる職員も、全てではないのですけれども、それなりにかかっておりますので、人件費であるとか、あと指定管理の費用とか、そのような物件費もしまして、それをいわゆるスポーツ施設の面積で割り込みまして、それを今度また利用可能時間、そちらのほうで割り込みますと、いわゆるそれにサッカー場の面積を掛けて、それで貸し出し時間1時間当たりということで掛けまして、先ほどの3,251円という金額を算出しております。

これにつきましては、いろいろ考え等もあると思うのですけれども、実際先ほどの人工芝の金額に維持管理費用ですか、まるっきり人工芝といいましても枯れたり、芝を刈るということはないのですけれども、いわ

ゆる適宜、寝てしまうので、どうしてもそれをかき起こして起こさなければいけませんので、そういう維持管理費用というのも当然必要になりますので、別な面から維持管理費用とかも計算した中でした場合でも約3,000円ぐらいの金額が出ますので、今回原価方式についての計算も差異はないかなというふうに思っております。

以上です。

（頓所）わかりました。そうすると、原価計算方式の中の原価の位置づけ、内容が理解いたしました。

そうすると、その原価が出た、掛ける受益者負担率なのですか。受益者負担率というのはないのですね。

（都市計画課長）受益者の負担率は一応ございます。公共施設と一言に言いましても、要は公共でなければできない施設、公民館とか、そういう施設とか、あとは野球場みたいな、浦和スタジアムみたいな大きいスタジアムは、これは公共になると思うのですけれども、テニスコートとかサッカー場、フットサルが最近盛んですので、民間のフットサル場とかもございます。そうしますと、いわゆる代替となる施設はほかにございますので、その観点から、いわゆる施設の中で受益者の負担割合というのは、それは一応その考え方の中では格差を設けております。ちなみに、サッカーにつきましては、今のところ、計算の中では一応100%です。ほか例えば鴻巣市内であれば旧吹上地域ですけれども、アピタのそばにもフットサル場もございますし、北本の中丸あたりにもフットサル場もございます。そのほか熊谷のくまびあとというところにもサッカー場もございますので、いわゆる代替となる措置があるというところは施設もございます。利用のほうも、鴻巣市内の方は当然圧倒的に多いわけなのですが、市外の方を含めて約2割ぐらいが市外の方が利用されております。遠くはさいたま市ではない、北本と桶川で利用が大体1割ぐらいかなと思うのです。そうすると、残りの1割はそこよりも外側から来られている方ということになりますと、上尾だとかさいたま市とか、そういうところから来られていると。施設もあるのですけれども、来られているということからすると、一応受益者としては一応の代替ある施設

というふうに見込んでおりました、100%という考えにしております。  
以上です。

（頓所）今受益者負担率が100%、その根拠を答弁いただいたわけなのですけれども、こういった公園とか今管理している中で、受益者負担率が100%の施設というのはどのくらいあるのでしょうか。

あと、結構この間の資料をいただいたときに、サッカー場の利用者人数が結構多いなというふうに思ったのですけれども、そういった点から受益者負担率を例えば75%とか、そういったことにする考えはなかったのかどうか、ちょっと確認をさせていただきます。

（都市計画課長）それが75と100とか50とか、確かにそれはいろいろ皆さん方とか受ける方の差はあるかなとは思っておるのですけれども、一応生涯学習施設とか野球場とかについては半分ぐらいでもいいのかなというふうにはちょっと思っていますが、75とかそういうところまではちょっと考え……50と100とかという、いわゆる100・ゼロか50・50かというような、わかりやすいといえればわかりやすいかもしれないのですけれども、半分は持っていただく、それと全額という、そんな選択になってしまいますけれども、一応そういう考えで。

あと、公共性とか非市場性とかという、そういうのからしても、いわゆる公園とか児童館とか道路については、これはもう市が公共でつくらなくてはいけないので、当然市が持ち込みが100%というので負担はゼロという、そういうふうに……

（頓所）受益者がゼロということですね。

（都市計画課長）ええ。形では考えておりました、あとは、公民館とか、そういうものについては50%ずつでもいいのかなという、そういうふうな観点から、いわゆるテニスコートとかサッカー場については代替施設があるので、利用状況から見させていただいても差異はないかなとは思っております。

（頓所）受益者負担率が100%にしたことについて、その説明はあったのですけれども、野球場が50%と言っていましたよね。ちょっと何か利用率からしても100%だと、代替地とかあるにしても100%というのはもう

ちょっと下げてあげてもどうなのかなというふうに思ったのですけれども、もう一回100%にしたその根拠というか、それをもう一度確認のため教えていただけますでしょうか。

(都市計画課長) いわゆる民間にもサービスがあるものと可能であるものですか、それがいわゆるテニスとかサッカーについては民間にもあるという、サービスが提供できているということからして一応100にしております。いわゆる日常生活を快適にするに当たって、個人が利用するのですけれども、それは民間でもサービスが提供できるものと行政が提供すべきサービスと、先ほど道路とかというのは行政がしなくてははいけないと。ただ、必要性は個人差によって異なるのですけれども、サッカーはサッカー、テニスはテニスを楽しむ方がやるので、いわゆる必要性は異なるけれども、民間においてもあるサービス、提供するサービスということで一応100と。ちょっと済みません。余り答えになっているかもわからないのですけれども、民間でもサービスが提供を受けられる、代替となる施設だというふうに認識しております。

(頓所) テニスだとか、結構テニスコートいろんなところに分散してあって、代替地もあるのですけれども、サッカー場って私の認識不足かもしれませんが、あそこしかないのかなと思ったのですけれども、ほかにも何か公園とか、そういうところでやっているということなのですか。

(都市計画課長) 先ほどの、済みません。ちょっと言葉足らずだったかもしれないのですけれども、大小、大きい、小さいはちょっと差があるかもしれないのですけれども、例えば熊谷にはくまびあとという施設があったり、鴻巣市ですと2カ所ほど施設があるようです。北本にも1カ所。それから、上尾にもやっぱり、民間だと思うのですけれども、3カ所ほどあります。深谷にもございます。そこを大体平均しますと、ビジターという、メンバーではないビジターがつかった場合でも約4,800円ぐらいしていますので、先ほどの1,000円の、激変緩和措置をとっていますが、民間の施設よりも割安感はまだあるかなと思っております。

(頓所) わかりました。

あとは減免になった場合の料金をちょっとお伺いします。

(都市計画課長)減免の措置につきましては、都市公園条例のたしか31条だと思っておりますけれども、減免は市長が特に認めた場合については減免の措置がありますという項目がございます。その中で、今実際都市公園条例なのでございますけれども、実際はスポーツ健康課さんに事務を委託しているような、運営を委託しているような形になるのですけれども、一応そちらのほうで内規だとかいろいろ確認しましたところ、現在障がい者の方が使う場合には5割減額という、学校開放等で使う場合にはこれは免除とか。ただ、一般のスポーツ少年団の方が通常ご利用するについては、示されているその金額で利用されているようです。こちらのほうについても、当然新しい、今度手数料とかも市内にもほかにも幾つかございまして、今回はサッカー場が人工芝の張りかえということで、一応先んじてではないのですけれども、選考してやられていると思うのですけれども、今後当然市内のいろんな施設においてもそういうような利用料金の見直しというのが近い将来あるのかなというふうにはちょっと思っております。

その中でも、やっぱり公平性とか公正性の観点からすると、その減免とか免除につきましてもある一定の一本化をして決めるようになるのかなとは思っております。今の現状はサッカー場については先ほどの普通のご利用については免除を出すというふうな形をとっております。ですので、今回利用料金改定になっても、それは踏襲されるのかなと思います。今後減免が市内の施設の料金を見直すときにその考え方を、一本化になると思いますので、それにあわせていければと思っております。

(橋本) 実は基本的なの確認なのでございますけれども、本会議でも言ったかもしれませぬけれども、これ人工芝を張りかえ、また今回やって、10年後にまたやるという、そうでしたっけ。

(都市計画課長) 今回平成19年に人工芝にしまして、今回30年ですので、11年経過をしております。ですので、年々利用がふえていますので、その利用によって当然劣化程度だとか、あとは今までちょっと自分の記憶と話の中では、かき起こしてみたいのはちょっとやっていなかったかもしれないのですけれども、今回新しいゴムチップを入れて、それから人

工芝を張りかえるのですけれども、今回そのようなかき起こしというのを当然やりながら、当然長寿命化というか、延命化を図りながらやりたいと思っておるのですけれども、通常10年ぐらいがやっぱり消耗というか、そういうこととは伺っております。ただ、それはその時点で判断させていただければと思っております。

以上です。

(橋本) そうすると、さっき原価計算方式というのは、大体10年間を使用して、それにかかる費用とか、そういったものを全て計算して、利用者が100%負担するという形の計算方式なのでしょうか。

(都市計画課長) 今回の計算、あくまでもそれに合わせたのです。一応今回かかった費用、これは10年間で消耗するだろうということで、ちょっと自分が計算のときに入れているときというのはまだ入札になっていなかったものですから、まだ開札等なっていなかったもので、一応予算額で大体入れておりますけれども、その今回は10年で割っている、10分の1にして、それから人件費であるとか、あとはいわゆる物件費という指定管理料とか、それは1年分を入れて計算しておりますので、実質いわゆる工事費としては10分の1を乗せただけです。

(橋本) 原価計算方式で今回激変緩和措置、これは当然あるところで措置をやめなければいけないと思うのですけれども、これはどのように。いつごろに当初の予定どおりのところにするのでしょうか。

(都市計画課長) そこのところはまだ、済みません、確定、何年後というのはないのですけれども、当然のことながら本来ならば3,251円という金額、1円まで細かくというのはちょっと無理なのではと思うけれども、当然そこまでが上限価格ですので、そこまで上がるという可能性は出てくるかなと思います。これは、当然社会情勢だとか物価だとか、そういうのが加わってくれば、例えば張りかえがなくても人件費等とか、そういう維持管理費用でお金がかかってきた場合には、いわゆる利用者負担という考え方から、値上げということも当然あり得るのかなと思います。その中で、その緩和措置をいつごろで閉じるとか、いつごろまでやるかというのは、ちょっと済みません、先ほども何回もお話ししているので

すけれども、人工芝というか、サッカー場のことだけではないので、いわゆるそれというのは市内の公共料金の考え方にサッカー場も今後合わせていければなど、そういうようなのが出るまでは今の3,000円のいわゆる緩和措置を続けられる金額でというのが、考え方ですとそういうふうに思っております。今のその金額を、その激変緩和価格をある程度そういう統一性が図れるまではこの金額でいいのかなというふうには思っております。

以上です。

（橋本）先ほど言った民間の施設、先ほど上尾がビジターで4,800円ですか、これそうするともっと上げてもいいのではないかなと私は個人的に思うのですけれども、やはり原価でなくてある程度利益を、公共性だと取ってはいけないのかなと、取ってもいいのではないかなと思うのですけれども、それはどうですか。

（都市計画課長）先ほどあくまでも幾つか施設があると言ったところを平均すると4,800円ぐらいなのですけれども、熊谷だと2,000円なのです。くまびあという人工芝のサッカー場。これというのは、鴻巣市の料金に合わせて向こうも設定しているのではないかというふうにはちょっと聞いたこともあるのですけれども、必ずしもどこもかしこもその金額ではないです。例えば6,000円ぐらいのところもありますし、4,000円ぐらいのところもありますし、今回鴻巣と同じように2,000円であった、熊谷もございましてけれども、ある程度公共性も加味した上で、余り激変的な値上げまでは考えておらないところです。全部が4,000円ということではなくて、熊谷のくまびあという熊谷市がやっているのは2,000円です。

（橋本）最後に、スケートボード場もありますよね。あれは、老朽化というか、当然何年かしたらだめになってくるのだと思うのですけれども、あれもやっぱり利用者の負担という形でやっていく予定なのですか。

（都市計画課長）それにつきましては、市の全体の施設の利用料金の算定の中で受益者の負担割合というのが論議されるのかなとは思っております。当然委員さんのお話ではスケートボードというのも、ただスケートボードについては余り県内で施設がないとは伺っております。調整池、

要は雨が降ったときの調整池をつくって、そこをスケートボードに利用されているというのを聞いたことがあるのですけれども、あとは深谷のほうでそれほどきれいな施設ではないのですけれども、いわゆる鴻巣よりももっと程度がちょっと低いようなところ、いろいろ施設の整備によって違いがあるかもしれないのですが、民間でスケートボードの施設はちょっと余りない。公共でも越谷だとかあちらのほうに調整池を兼ねたスケートボードの施設があるということ伺っていますけれども、それについては利用施設のときにまた検討させていただければと思います。

（秋谷）たしか本会議でのお話だったと思うけれども、利用団体の方々にはこの金額的なものはご了解いただいているというお話だったと思うのですけれども、実際のところこの利用料金を結果的に上げることになって、利用率というのはどのように推移するとお考えなのでしょうか。現状どおり、今出ているこの資料の数字的に出るものなのか、それとももしかしたら下がってしまうものなのか、まずその辺を。

（都市計画課長）委員さんのお話の中の利用者団体さんとは、利用者団体というのは鴻巣市サッカー連盟さんとか、そういう方とは、いわゆる人工芝のどういう仕様とか、当然いいものと悪いものとかいろいろありますので、そういうものをある程度公認というか、ある程度認められたもので、あとはクッション性とか、そういうのを加味した上で一応今回の選定をさせていただきまして、利用料金につきましてもはっきりこの金額で決まりましたというわけではないのですけれども、一応打診はしてございます。それなりに上がるのは、これはもう覚悟しているというか、ご了承はいただいております、その利用者団体さんからしてみるとこちらの聞き方からすると向こうも高過ぎるとか、こういうふうな発言等もいただいでなくて、このぐらいはしようがないねという金額よりも、今回の3,000円というのはちょっとお安いのです。なので、例えば今は1.5倍ですけれども、2倍だとかというのも当然向こうが考えていて、話をした上でお話ですので、幾らにしますというのはまだはっきりと申し上げていないのですけれども、一応このぐら이가という話はした中で、ちゃんとしたレベルのものを整備していただくのであれば、それについ



てはいたし方ないでしょうという話があります。

ただ、そうはいってもサッカー場だけではなくて、当然陸上競技場だとかいろいろそういう施設もある中では、そういう施設はどうなのですかという、そういうお話はありました。なぜサッカーだけというか、今後あるのですかという、そういうお話ありましたけれども、本来のサッカー場の値上げの関係についてはご了承いただいていますので、利用率については市外とか県外という、それはちょっとこちらのほうもつかめませんけれども、市内の利用のほうについては減ることはないと思います。

（秋谷）基本的に市の施設だから、市民の方々が基本利用するものだから、市民の方々の利用が下がらなければ個人的にはよしかなというふうに思うのだけれども、今ちょっと答弁の中でお話をあつた芝のグレードというのかな、施設の仕様、それは旧来のもので今回のものでどれぐらい違うのだろう。というのは、自分が議員になって間もないころに芝の話のご相談って受けたことがあって、あの当時はたしか堀田議員も、堀田さんというもとの議員さんも自分でサッカーのチーム持っていたから、結構いいものをその当時は入れてくださいというようなお話が、それで進んでいて、当局のほうもできるだけその団体の方々のいろんなご意見を聞く中で、ご納得のいただけるものを入れるようにしますというお話だったと思うのです。今回新しく入れようとお考えなのは、どういったグレードというか、レベルというか、もしお話をいただけるのならご説明いただきたいのですけれども。

（都市計画課長）今回の人工芝につきましては、今回の仕様で、ものについては、例えば野球ですと一番わかりやすいかどうかあれなのですけれども、野球ですと東京ドームであるとか、いわゆる横浜スタジアムとか、そこで使っているものと同等のものが今回使われます。いわゆる人工芝で、済みません、細かく言うと36ミクロンだとか20ミクロンだとかいろいろな仕様あるのですけれども、ある程度全国のサッカー場以外の野球場であるとか、あとラグビー場とかアメフトとか、そういう施設の中で人工芝の中では多く使われているというふうには伺っております。ものを使う。ですので、今のよりは当然グレードは高いものだと思います。



すと全部で5件ほどございます。これがいわゆる人工芝の下がかたいとかやわらかいとかという、ちょっと因果性は必ずしも密着するものではないかもしれないのですが、29年度でもやっぱり3件で、アキレス腱を切ったりとか、あとは倒れて頭を打って脳震盪を起こしていわゆる救急車で運ばれたとか、そういうものがだんだん多くなっている中で、やはりサッカー協会さんのほうのお話の中では、小学生ぐらいの方であればそれほど大きな事故にはつながらないのですけれども、今後日本を背負っていくような中学生の方がやはり大人と同じようないわゆるプレーを結構されるので、やっぱり大きな事故につながってしまうということも懸念されることから、いわゆるサッカー協会さんとか、そちらの団体さんからは芝の張りかえというか、クッション性のあるものにしていただきたいというのも当然、言葉もあるのですけれども、サッカー場の事故もここ一、二年の中ではちょっとふえてきている。ただ、これは救急車とか、いわゆるそういう運ばれた方というのがあくまでも数であって、それ以外でもやっぱりそれに伴って小さいけがとかされているのは今後多くなってきているのかなと。それと、人工芝というのは先ほど橋本委員さんのお話の中である一定の周期というふうな中では10年ぐらいがやはり消耗とか、そのこともございますので、トータル的に見て今回人工芝の張りかえを考えました。

以上です。

（阿部）先ほど激変緩和という話が出た。要するにだんだんけが人が多く出るようになってから激変緩和措置をやめて、では値段を上げようということというのは、非常にこれは難しいのではないかなと。だから、恐らく激変緩和とはいうものの、次の張りかえのときにこの差額は上げるのだと。要するに今回他市に倣った金額にしなければ、どんどん芝の精度が、精度というか、特性が垂れていく段階でもって今度は値上げするというのは、これはどうもニーズに合わないというふうに思うのだけれども、この考え方としては次に芝を張りかえるときに近隣、あるいは民間に倣って激変緩和ではなくて一定の料金にするという考えでいいのかな。

(都市計画課長) 当然激変緩和価格を戻すというか、にするといいましても、先ほどの右肩下がりでだんだん劣化していくから、確かに上げづらいということは、それはおっしゃるとおりかなと思っております。今度10年後になるか、ちょっと何年後になるかあれですけども、そういうの見据えて料金設定ということも当然今後検討していきながらしていきたいと思います。

(阿部) こういう場合は、よく曇張りかえたときに一番いい状況なわけなのだ、民間のうちでいえば。それが幾らか黄色っぽくなってきたときに、最高のおもてなし、お客様をお迎えするということは、当然考えられない。やっぱり今回本来であれば芝を張りかえた一番いい状況の中で一遍に上げてしまったほうがいいのかなというふうに私は思うのだけれども、垂れてきてしまってから上げることはちょっと難しいと思う。私の意見だけれども。そういう方向でも考えるべきではないのかなというふうに思います。

以上。

(加藤) この委員会かどうかちょっと確認なのですが、このサッカー場ってやっぱり利用頻度はすごく多いのですね。協会さんのほうから前お話を聞いたときも、あと市民のチームの方から聞いたときも、北本のチームさんが例えばどこかあいているとぼんと入ってきてしまって、なかなか市内のチームで使えないのですよと。それなので、申し込み方式なんかもいろんな総合的にご検討があるかなというご相談を受けたこともございます。それで、あとは料金、県央の枠の中での料金というのも検討材料に今後なるのかなと思っているのですけれども、県央枠内の施設相互利用というのは政策総務ですか。委員長、それは。はい、わかりました。では、そこ聞かないです。

では、もう一点だけ。先ほど市長が認めた者については減免の可能性がありますよという中で、どんなものがあるのかなと推測して、例えば少年団とか、そういったものだと全国大会に通ずるような予選とか、県大会の予選とか、あとは市民大会、鴻巣市市民大会、そのあたりなのかなと思っているのですけれども、そういうふうな理解でよろしいでしょう

か。

(何事か声あり)

(加藤) そうですね。その辺のちょっと具体的に減免で、こんな場合だと減免だったのですよねというのがあればちょっと教えていただければと思います。

(都市計画課長) 先ほど委員さんの中で県央とか、そういうところと、実際今は利用可能時間という先ほどお話ししましたがけれども、いわゆる稼働率からすると実際平成の27年で約47%から平成28年で62.5、平成29年で65ということで、かなり利用率は上がっているのかなとは思っております。その中で、公平性、公正性をいかに保ちながら免除という形がしていくことになるのかなと思うのですけれども、細かいケースというのがちょっと済みません、細かくは自分もちょっと把握はしていませんけれども、障がい者の方は5割減額、学校開放みたいなものはいわゆるお金を取っていないような形で、いわゆる市の少年団とか、大会になると今の形になった50%減額とか、そんなような形になるのかなと思うのですけれども、それがちょっと確認させていただければと思うのですけれども、何が何でもちょっと減免してしまうと、減額とすると利用料金があってないようなものになってしまうので、通常の皆さんが一般にご利用するというものはいわゆる減額、減免ということは考えてございませぬし、実際今でも行ってないというふうに伺っております。

(委員長) それでは、いいですね。

質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第77号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(橋本) では、何点か。

15ページの歳出の道路課、交通安全施設整備事業、通学路安全対策工事、これは路面標示とか先ほど説明いただきましたけれども、これ場所とか、交通安全上何か問題があったのかどうか、ちょっとお伺いします。

(道路課副参事) こちらについては、5カ所ありまして、東小学校、広田小学校、南小学校、赤見台第一小学校、下忍小学校、こちらにおきまして路面標示のほうはかなり消えているということと、あとは下忍小学校に関しましては交差点の安全対策ということで、県警とも立ち会いをしまして、路面標示の書き直しという部分もございますので、比較的大きな5カ所について計上させてもらいました。

(橋本) 通学路って以前からかなり危険だということで、大きな枠ではかなりの対策というのはもう終わっているのでしょうか。

(道路課副参事) こちらの予算につきましては、あくまでも路面標示等中心で、補修的な部分がちょっと多くなっておるのですが、大きな改良等につきましては今回改良工事でも上げさせてもらっているのですけれども、工事のほうで対応をしていきたいと思っております。

(橋本) では次に、25ページの同じく道路改修事業の舗装の老朽化という話でしたけれども、これも同じように場所とか、何カ所あるのか、またそれで優先順位のつけ方、この辺ちょっとお伺いしておきたいと思えます。

(道路課副参事) 今回対象となる工事につきましては、4本を予定しております。市道A-2011号線、寺谷地内です。こちらにつきましては、鴻巣フラワーセンター西側のちょうど南北に抜ける通りでございます。通行量につきましては、一見少な目に見えるのですけれども、八幡田よりフラワーへ行く抜け道として利用されておりました、朝晩の通行量は比較的多い路線です。中型車トラックの通行も多く、経年劣化のため、亀甲状のひび割れ、水たまりも多く発生している状況で、今まで何度もアスファルトの舗装の穴埋め、オーバーレイなどを道路課のほうでしてきております。ただ、現状の傷みがひどく、補修では手に負えなくなってきました。安全な通行を確保するため、次年度当初を待たずに今回補正に上げさせていただいておる次第です。

2つ目、市道C-138号線、大間地内を計画しております。こちらのところにつきましては、滝馬室にあるいしい酒店から鴻巣西中学校のほうへ抜ける裏道、つつみ学園付近より鴻巣西中学校側になります。地元の方にとっても裏道として利用されており、通行量につきましては比較的多い路線です。また、西中の通学路となっております。経年劣化のため、亀甲状のひび割れ、水たまりが多く発生している状況で、やはり今まで何度もアスファルト舗装の穴埋め、オーバーレイ、こういった補修など実施してきました。同様傷みぐあいがひどく、補修では手に負えなくなりましたので、通学路の安全な通行を確保するため、やはり次年度当初を待たずに補正に上げさせていただいております。

3本目、市道川5号線、屈巢地内になります。行田市からあかね通りを経まして、新幹線側道へ抜けるやはり裏道です。場所につきましては、屈巢浄水場南側の関堀沿いになります。近隣住民の方から振動する等の苦情もありまして、部分的な補修、やはり今までも実施してありますが、対応し切れないことから、今回の補正となっております。内容的には、やはり今までも穴埋め、オーバーレイなどを繰り返し実施してきたところでございます。

続きまして、4本目、最後になります。市道川18号線、共和地内です。こちらにつきましては、北根から菖蒲へ向かう旧県道、共和小の目の前

のところになります。通行量につきましては比較的多い路線で、大型車通行も多く、特に横断歩道を中心に亀甲状のひび割れ、水たまりも発生している状況です。今まで補修を繰り返し実施してきましたが、傷み状況がひどく、やはり児童の安全な横断、安全な通行を確保するため、次年度当初を待てずに今回補正に上げさせていただいたところでは

以上です。

(橋本) わかりました。

その下の道路改良事業のほうの補償、補填及び賠償金、物件移転料ですか、この人形町内というのはどちらになるのでしょうか。

(道路課副参事) 人形町内、ちょうど人形4丁目、北本とちょうど重複している認定、北本でいう深井の信号のマミーマートの1本17号側のところになります。およそ深井の信号から60メートルほど17号側に行った交差点になります。

(橋本) これはマミーマートのちょうど前だと思うのですが、これはやっぱり交通安全というか、子どもの通学路というふうに以前聞いたのですが、これによってどういう、幅を拡幅するわけですか。それによって子どもたち、通学が安全にできるということでののか。この根拠というか、どういうふうなためにやったのかちょっと伺います。

(道路課副参事) こちらにつきましては、あそこの重複している認定のところの住宅から通学路で通る形なので、以前までは民地を歩いて、安全に大通りをすぐ避けて通学路で通っていたのですが、開発で家が建ってしまった関係で、あそこの幹線道路を通らなければならない。グリーンベルトのほうは設置したのですが、その先のマミーマートの交差点で曲がるところが非常に狭くて、車と車がいるともう人が通るところがないぐらい狭いので、そちらについて子どもたちが通るスペースを確保してほしいということで、保護者、学校からも要望がありまして、拡幅をして、子どもたちが通る場所を確保したいということで今回計上させていただきました。

(橋本) そうすると、朝は右側通行、角から曲がってくると、その部分



を広くしているということですね。あれ基本的にはやっぱり保護者の要望ということだったのでしょうか。

(道路課副参事) 保護者からちょっと危険なので、何か安全対策をとってほしいという要望がございました。

(橋本) あと、その下の都市計画、滝馬室地区地区施設道路整備事業、これは地元なのですけれども、これは一体場所はどこなのでしょう。

(都市計画課長) その点については、都市計画課のほうからご説明いたします。

場所のほうなのですけれども、前市営でガスホルダーというガスタンクがあったかと思えます。今はもう東ガスさんになってしまったのですけれども、昔から西口のほうから鴻中陸橋という陸橋の下を抜けて富士見保育所のほうに向かっていく高崎線と並行している路線があると思うのです。市道があると思うのですけれども、その路線から氷川町、いわゆる区画整理をした氷川町、その間のちょっと細長い区域です。今回その区画道路って3本ございまして、用地測量というのは3本行うのですけれども、ちょっと補償のほうについては一応2路線ということでやります。1路線が鴻中陸橋の下にちょっとラーメン屋さんがあるかと思うのですけれども、ちょうどその裏あたりで1本区画道路があります。それと、今回補償でちょっとお願いをしております区画2号、3号につきましては、それとはもっと北本寄りです。ちょうど富士見の保育所から荒川のほうに向かって、昔からの道があるのですけれども、富士見保育所の交差点の次の交差点、先ほど私のほうで西口にずっと鴻中陸橋の下を抜けていく道があると思うのですけれども、それから大体50メートル先に右に、踏切のほうから行くと右に入っていくのですけれども、大体100メートルぐらい通り抜けできない道路が1本ございます。そこが対象になります。ですので、ちょうど富士見町と氷川町の間のところが今回平成26年にいわゆる区画整理から除いて地区計画を定めた地域となっております。その中で、整備をしなくてはならない路線というのが区画1号、2号、3号という3路線がございます。そのうちの今回補正を上げるのは2号、3号という富士見保育所に近いほうの路線になります。

以上です。

(橋本) わかりました。以前まちづくりで多分視察、見に行ったところですね。袋小路になったところですね。わかりました。

あと最後に、その下の大間近隣公園、今は盛り土して埋まっているというところなのです。これは最終的には大間近隣公園っていつオープンできるという予定なのでしょうか。

(都市計画課長) それにつきましては、今回基本設計と、それからいわゆる測量業務委託という、31年度に本来こちらのほうについては計画をしていたのですけれども、本来ならばというのを何回も続けて申しわけないのですが、国から鴻巣市のほうに引き継いだわけですが、それについては本当もう少し早く工事は進めていかなくはならないので、一応半年ぐらいちょっと今回先に出すようになっております。予定ですと、31年度でいわゆる補助を受けるために認可図書をつくったり、あと実施設計の業務委託で、こちらのほうについては今回設計で基本設計を発注するのですけれども、ある程度実施設計にも利用できるような形のもの、ある程度のものはつくりたいと、いわゆる概算費用もある程度入れて、公園のどういうふうにつくろうというのがある程度イメージもつくって、来年度にそれをもとに実施設計をいたしたいと思っております。その後、先ほどお話をしました1メートルぐらいちょっと、サーチャージ分ということで、沈下してもいいように少し1メートル分ぐらい泥が今現在多くなっております。それから、今後基本計画ないし実施計画をしていく中で、公園のいわゆる整備に必要な泥と必要ではない泥というのを見きわめて、いわゆる要らない泥については搬出をしたいと思っておるのですけれども、その搬出なのですけれども、当然市内でも幾つか公共事業として動いていきそうなものも、ごみ処理場であるとか、工業団地とか、そのような、そういうものにも有効に利用できない、利用したほうがいわゆる市外に出すよりはその分のほうが費用が少なくなると思っておりますので、そういうのを見据えながら工事のほうを進めていければと思っておりますけれども、実際32年ぐらいからおおむね3年間ぐらいかけて32、33、34で工事ができて、35年度にいわゆる供用開始ができればなという

ふうに思っていますが、何回もあれですけれども、残土を搬出するタイミングですか、それによっては若干前後というか、ずれる可能性あるかもしれないのですが、おおむね32から34の3年間の工事は予定をしております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時59分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(頓所) それでは、15ページの交通安全施設整備事業について。

先ほどの5カ所、小学校5カ所で路面標示をしていくということだったのですけれども、市内小学校19校あるわけなのですが、その全部の小学校を点検した上で、特に路面標示が薄い小学校を5カ所、通学路5カ所を選んだということですか。全部一応点検をされたのですか。

(道路課副参事) 全部の小学校に依頼をかけまして、要望をいただきました。その中で、特に規模の大きなものを補正で上げさせていただいて、その他のものについては当初予算で対応する予定であります。

(頓所) 続きまして、25ページの公園整備事業について。

たしか広田中央街区公園というふうに、だったと思うのですけれども、これは今回測量委託料、それから設計委託料をした後いつごろから着手していくのでしょうか。

(都市計画課長) 今年度、先ほど申し上げましたとおり測量業務、これ土量をはかるためと、それからもう一つがいわゆる公園をこういうふうな形にしたいというような基本設計を行う予定です。あそこの用地とすると、議会でも出されておりましたけれども、3,000平米が公園の予定地であって、残りの5,000平米というのは公園の予定地ではないです。公園をつくるに当たっても、すごい遊具をというのではなくて、ある程度今ある残土を有効活用できるような形で、例えば芝生で広々とした多目的

で使ってもらおうというようなことも当然考えていこうと思っております。それによつては、搬出する土量が少なくなるので、有効利用かつ搬出する土量が少なくなる。先ほどいわゆる搬出先が市内でどうにか処分ができれば当然処分費もかからなくて、運搬距離も短くて済むのですけれども、UCRと、よく皆さんご存じかと思うのですけれども、そこへ出すとそれなりの距離と処分費がかかってしまいますので、なるべくそういうのがないような形で、そちらの5,000平米のところに少し仮置きができればなと思っております。それを一応ことし基本設計やりますので、来年実施設計というか、それに基づいてこういうような形をこのようにしたいという形で進めて、できればその年に工事ができるか、その次の年とか、そのようなスケジュール感ではおります。そんなに長い間基本計画をしたまま置いておくのではなくて、来年等に実施設計をある程度職員ができる域まで達せられるものを今回この基本設計でできればなというふうに思っております。

以上です。

（秋谷）そうしましたら、まず6ページの繰越明許のところですがけれども、東口の駅通り地区が建設工事のおくれで繰り越しということなのですが、それが我が市に与える影響というのはないのでしょうか。あるいは、今現状おくれが出ていることが不都合をもたらすようなことはないのでしょうか。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）再開発の駅通り地区の工事計画なのですがけれども、今の施設建築物におきましては、来年度の5月に竣工して7月引き渡しという、当初からの予定どおりでございました。ただ、補助の工事としまして、今年度ある程度できる部分はその今年度分の状態なのですがけれども、来年に一部繰り越しになるということが判明したので、予算的なものを繰り越しさせていただきたいと。ですから、当初どおりの最終的な工期についてはずれは、予定どおりですので、ありませんので、影響はないと思います。

以上です。

（秋谷）次がその下の都市下水道の維持管理のところ、ポンプが受注

生産で繰り越しというお話なのですけれども、その受注生産のポンプというのはいつごろできる予定なのでしょうか。

（下水道課長）今回電気設備なので、ポンプの制御盤と受変電設備になるのですけれども、こちらのほうが大体受注して仕様の決定後約4カ月ほどかかるというふうに見込んでいます。ですので、ちょうど年度末から4月頭ぐらいにできるのではないかとというふうに考えています。

（秋谷）そうすると、制御盤であるから、それできてから実際その制御盤を設置して、稼働が問題なくできるかどうかというのは、要は雨水の出る時期なら、単純に言えば5月にはもう間に合うという理解でいいのでしょうか。

（下水道課長）一応今回補正して、5月末までの取水期に完了させることを目標に発注する予定です。

（秋谷）次が15ページで、公共交通維持事業のところなのですけれども、実証運行の検証業務を2回行うということなのですが、その1回目と2回目で何か違いがあるのか、ないのかということと、例えばどういったことが現段階では想定されるとお考えなのか。

（道路課副参事）2回行うことにつきましては、なるべく細かく検証をしていきたいということです。3カ月ごとに7月から9月、それから10月から12月という形で分けて行っていきたいと思います。内容については、利用状況の整理、それから市民の意見、要望の集計、あとは利用料金の集計等を行う予定です。

（秋谷）そうすると、その下段で交通実証運行の補助金ということで、6月15日から7月末で要は不足をしている分というのかな、それを当初予算で不足している部分について6月15日から7月末までの部分を今回足すというご説明だったと思うのですけれども、現段階の議運で資料請求があった登録者数と利用件数というものが、当局が考えるよりも圧倒的に多かったという理解でいいのでしょうか。

（道路課副参事）当初につきましては、他市の事例を参考に月当たり約1,600件を見込んでおりましたが、7月の実績等で計算、算出いたしますと、2,400件程度今後行くのではないかとということで、それとあと1件当

たりの補助金額を算出しまして、そこから算出して約1,060万の補正という形をとっております。

(秋谷) そうすると、今回の補正で、本運行というのはまだ先の話だけれども、今年度内のデマンドにかかる補正というのはもうそう大きく出ないというふうに見込んでいいのでしょうか。それとも、さらに追加する可能性というものをどれくらいあるいは見込んでいらっしゃるのか、お考えがあれば。

(道路課副参事) 9月補正の時点で7月実績を参考に算出しておりますので、また今後状況によってはまだまだ利用登録者数も増加しておりますので、場合によっては3月補正も足りなくなっただけの場合にはある可能性もございます。

(秋谷) 25ページの一番上の道路改修事業のところ、先ほど橋本委員から質問があって、5路線はどこなのだというお話、4路線ですか。

(何事か声あり)

(秋谷) 4路線ですね。どこかというお話の中で、1つはフラワーセンターの裏の南北に抜けるというのかな、裏道になっているところの話なんですけれども、あの部分は私もよく利用させてもらうんですけれども、今回この改修をして、あの部分というのは根本的に下がっているから、どうしても水は出てしまうという道路だと思うのです。直すなど言っているのではないのだけれども、抜本的に何かしら水を例えば吐くとかしないとかやっぱり水没してしまうような状況になってしまうのではないのかしら。あの部分はどうしても17号から落ちてくる道路だから、常に慢性的に雨の後は水たまりが両脇に大きくできている状況になっていると思うんですけれどもね。ただ単に舗装を打ち直すだけでは水の状況は余り改善しないと思うんですけれども。

(道路課副参事) ただいまのお話にありました委員おっしゃる冠水的なものの考え方、今回上げさせていただいているのは道路、舗装の傷みがひどいことに関しまして今回打ちかえを実施するものです。根本的に委員おっしゃるような地形的なもので冠水対策、こちらのほうにつきましては今回は考えておりません。

(秋谷) 全然知見がないので教えてもらいたいのですけれども、例えばアスファルトの上に水がたまっている状態が長いと傷まないのですか。

(何事か声あり)

(秋谷) 傷まないのですか。今のお話だとそういう理解になってしまいますよ。アスファルトの上に水がたまって傷まない、でいいのですか。

(道路課副参事) アスファルトの上に水がたまって傷み、これに関しては状況的には傷みが促進されることもあります。

(秋谷) そういうお話だろうと思って、その雨水の部分を何とか吐いてあげないとせつかく直してもというお話をしているのですけれども、どうなのでしょう。

(道路課副参事) ただいまありました水たまりの関係につきましては、道路の横断勾配をつけまして、そちら水がたまりづらいように、たまらないように解消したいというふうに考えております。

(秋谷) あともう一本のC-138と言っていたかな、要は馬室のほうから西中に通ってくる裏の道なのですけれども、具体的にどの部分をやるのだろう。要は大間境があるではないですか。旧のたんぼぼ荘というのかな、あの通りから下、西中側ですか。そうすると、あちら側だと将来的な上尾道路の関係から、今回道路部分をどう直そうというのだろう。

(道路課副参事) ただいまの場所につきましては、上尾道路の建設予定地と重複しております。ただ、舗装の傷みにつきましては進行している状況でありますので、あくまでも舗装の打ちかえをメインに考えております。

(秋谷) やっていただくのは全然結構なのですけれども、あの部分というのも結構交通量があるにはあるのですよね、実際のところ。ただ、さっき自分がお伺いしたいというのは、左岸通り線から樋管が入ってくるではないですか、雨水の。それよりもさらに西中側ですか、要は家の張りつきぐあい、新しい住宅が結構できた部分よりもさらに西中側の低いほうの話かしら。それとも、たんぼぼ荘とつつみ学園のあった方向なのかしら。L字というか、変なかぎ道路になっているみたい。どっち側なのですか。そのあたりがわからないと。

(道路課副参事) つつみ学園の前の通りから西中側のほうになります。

(何事か声あり)

(道路課副参事) 住宅の前を。

(秋谷) つつみ学園のほうから西中側に向かってくると、大間が丘になっていて勾配みたいになっているのです。あの部分は前々からあたりの人たちも何とか対応してほしいというお話が出ているのだけれども、さっきの話ではないけれども、やっぱり丘の上から水が落ちるのです、あのあたりも。そのあたりの対応というのは何かお考えがあるのかしら。今回は舗装の打ちかえだというお話だったのだけれども、やっぱりうまく落とさないと何度も何度も同じことの繰り返しになってしまうような気がするのだ、あの部分は。上尾道路にかかる部分といってもまだまだ先の話だから。よく地形を見てもらわないと、あそこは急斜面になっているのですよね。落ちるところになっているから。ただ打ち直すだけでいいのかしら。どうなのだろう。

(道路課副参事) 今回のメインの内容につきましては、維持補修的なものの観点で打ちかえをしなければ個別的な対応ができないというものから、舗装の打ちかえを実施する予定であります。上流から、また丘の上からというか、そちらからの水処理につきましては、基本的には流れてくる実情を現地見ながら考えたいと思いますが、メインのところにつきましては舗装の打ちかえということでお考えいただきたいと思います。

(秋谷) このたびの補正はそれで結構なのですけれども、今後例えばあそこのところに昔の何間道路といいましたか、すごく細い砂利だけが丘の上から落ちているのです。あそこの砂利が今回直すところの道路に要は落ちてきてしまうのです。その砂利がなおさらその道路を傷めてしまっているような部分もあるのではないかと思うのです。そのあたりを何とか対応しないと結局かえって危なかったりするし、その砂利で滑るから。そのあたりってどういうふうに把握しているのですか。

(道路課長) 秋谷委員さんがおっしゃるとおり、あそこの勾配のきついところ、あそこについてはやっぱり豪雨が降ると必ず砂利が流れるということで、うちのほうでやっぱり補修担当のほうで清掃に行くのですけ



れども、どうしても側溝が入っているのですけれども、その脇の民地の部分が砂利なのです。それが結構流れてくると、その上の部分で盛り土をしている部分、そこからやっぱり泥がどうしても流れてくるということで、市のほうでできるとすればその辺民地の方にお話をして対策をしてもらおうという形が1つあると思うのです。根本的にその水をとめるということはちょっとできないのですけれども、途中で横断側溝を入れるなりとか、そういった形で対策はできると思いますので、今後考えていきたいと思います。

（秋谷）そしたら最後に、25ページの市街化編入に伴う地区施設道路のお話で、物件調査でちょっと私の耳が悪いのか、松原の2、3、4みたいなお話でしたけれども、ちょっとまず、3までかな。ちょっと確認を。

（道路課長）はい、そのとおりです。

（秋谷）この6月の終わりからちょっと7月ぐらいにかけて向こうのほうにちょこちょこちょっと行く機会があったのですけれども、どうしても松原のあたりが、今後なのでしょうけれども、そういうしっかりとした幹線道路ができてこないと、さっきの雨水の話ではないけれども、側溝が入っていない道路大変多いではないですか。そういったところの対応というのは将来的にどれくらい時間的なものを見ればいいですか。

（道路課長）地区施設の関係については、32を目途にやってはいるのですが、当初は地区施設を始めた当時は1億5,000かな、予算を組んでいたものがその半分の7,500という形で来ておりますので、若干おぐれてはいますが、32の目途に向かっては事業課としては努力をしてやっていきたいと思っております。

（阿部）15ページ、交通安全施設整備事業、これについては私かねてから住民に要望されているのだけれども、下忍小学校の通学路、あれちょうど通学時間帯に吹上バイパスからどんどん勢いよくあそこを斜めに下忍小学校のほうへ向かって走っていく車が多く入ってくるのです。それでもって、その先、下忍小学校過ぎたその先がまたカーブしているのだよね。全然先が見えない、車からは。とんだ危険がそこには潜んでいるのかなというふうに思うのだけれども、その場所には赤いポールが10メ

一ターだか、その辺の間隔でもって立っている。あれは、結局単なるここから内側走ってはだめですよというような意味であって、ハンドルを切り損ねた人間が、運転手がそれこそ通学中の子どもたちの列に突っ込んでしまって、これは大事故になりはしないかなといつも思っているのです。あれはガードレールと違って何のそういった効果はないよね。それを予防するだけの効果はない。そこで問題にしたいのは、あの下忍小学校の前の道路は県道なのだ。県道と市道の交換というのが前になされたことがあった。あそこを県道から市道にかえることによって、あの吹上バイパスから入ってくる車を時間帯制限ができるのではないのかと、市道にすれば。市の考え方次第でできるのではないかと。それならあそこを市道にしてもらって、N T Tからずっと同じく新幹線のほうへ向かってくる道路、あれを県道にしてもらうべきではないのかというような話が出たことがある。そういったことこそがやっぱりこの通学路の安全を期するためには必要なのではないかなというふうに思うのだけれども、今後そういうことについては考えを持っているのかどうか。安全対策であれば、そのぐらひは考えを持っていてもいいのかなと思うのだけれども、どうなのでしょう。

（道路課副参事）先ほどの下忍小の前については、たしか何年か前に北本県土のほうで安全対策ということで赤いラバーポールと区画線の処理を行っておりますが、やはり幅員がどうしてもないので、あれで安全かということやはりカーブの視認性がよくなる程度のものだと思いますので、道路の交換という話になりますとまた県のほうの協議も必要になってきますので、また時間規制については警察、また地元の小学校もしくは地元自治会等も協議は必要になってきますので、今後ちょっと現地を確認しながら調整のほうはしてみたいと思います。

（阿部）調整のほうを進める。その交換については。

（道路課副参事）交換の前にそういった危険性があるというのをまず地元もしくは小学校から道路課のほうに上げていただくというのがまず大前提になりますので、その後まずは交通管理者と道路管理者で協議を行いまして、それからのお話になるかなと思います。

(阿部) では、今言ったとおり、保護者が学校側に要望して、そして学校側から道路課のほうにそういう要望が上がってくれば検討に値するというふうに考えていいのかな。

(道路課副参事) 要望が上がりましたら、協議のほうは進めていきたいと。

(阿部) それは非常に大歓迎だね。ぜひそうあってほしいというふうに思います。

以上。

(加藤) 15ページ、デマンド交通のところ1点だけです。先ほども質問出ましたけれども、議運の請求資料の中では件数が当初予定していたよりも登録者も多いし、利用も多いということで、多分高齢者の方のご利用多いと思うのです。高齢者の人口というのは今後数年間の中でさらに多くなってくる。ピークはあろうかと思うのですけれども、ここ数年でいうと多くなってくると想定すると、私もデマンド交通のことではいろんなところ、委員会のほうでも視察に行ったり、あとはネットで調べたりということの中では、タクシーの補助型と、あとは数名共同で乗ったりするパターンがあろうかと思うのです。本市としては、タクシーへの補助型というものをちょっと、うちはずっとこれでいくのだという感じなのか、いやいや、そうとは限らずにいろんな工夫をしながらこれからも高齢者の人口増というのはあるので、多大な支出になってもこれもこれでちょっとつらいと思うので、共同で乗れるようなものも考える余地はあるのか、それも含めて全体的にいろいろ検討していくのかということ、その考えの幅というのは現時点では狭めていなくてということかどうかの確認をしたいと思います。

(道路課副参事) デマンドの形態につきましては、あくまでも鴻巣市の場合、公共交通の場合バスのほうが市民アンケート等からも、フラワー号も53万人利用がございますので、バス交通が中心と考えております。その中で、バスを補完する役割として対象者を限定してデマンド交通のほうを導入しておりますので、この形は崩さずに本運行のほうは実施したいと考えております。

(委員長) 質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第80号 平成30年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 平成30年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) まず、消火栓の補修というのは、これは今期だけではなくて毎年やっているということでしょうか。

(建設部参事兼水道課長) 消火栓の修繕につきましては、28年度につきましては一般会計のほうで負担となっておりました。消防法20条によりますと、消防に必要な水利施設は当該市町村がこれを設置し、維持及び管理するものとするところから、一般会計の危機管理課のほうで予算措置をしていただいていたのですが、水道法の24条、こちらでは消火栓の設置、維持管理は水道事業で行うものとあります。両方が同じようなところはあるのですけれども、実際のところ場所、うちのほうで言っているやっぱり水道法の24条、こちらのほうで消火栓のほうの維持管理

はすべきというところで、29年度につきまして水道課のほうで予算措置をさせていただいております。また、30年度、これからもずっと同じような形でいくようになります。

（橋本）これ修繕内容というのですけれども、消火栓ってそんなにめったに使うことではないと思うのですけれども、どういった修繕をするのでしょうか。

（建設部参事兼水道課長）主に大きいのは、今県央消防さんなり、また吹上、天神団とか、分署さんのほうで日々点検している中で、消火栓の本体が閉まり切れない、水が少し出っ放しになっている、それとかあと消火栓の本体を締めつけているボルト、こういったものが腐食して、少しねじ山が少なくなってしまうとかと、そういうのを修繕しているといたるところになります。

（橋本）ということは、県央の方が点検したときにふぐあいがあるよというのを市のほうへ連絡してきて、それを直すのが市の水道課であるということでしょうか。

（建設部参事兼水道課長）流れとしましては、消防署さんの分署さんなりが市のほうの危機管理課のほうに連絡して、危機管理課のほうから水道課のほうに依頼が来るといって、そういう順番になっております。

（橋本）前一般質問をしたことあるのですけれども、この消火栓を設置するのは危機管理課ですか。どちらになるのでしょうか。

（建設部参事兼水道課長）工事自体は水道課のほうでやっております。その工事に要した費用につきまして一般会計のほうから負担金という形でいただいております。

（橋本）そうすると、前に質問したときには消火栓って100メートルか200メートル間隔に1台ということで、鴻巣市内はそれが全部できているのかという質問をしたことあるのですけれども、現状で笠原とかないか多々あったのですけれども、今はどのくらい基準内に消火栓があるのかというのはこちらのところで大丈夫、わかるのですか。

（建設部参事兼水道課長）水道課で把握しているのは、消火栓の数が全部で何基ありますというのは把握しております。ただ、範囲の中に入っ

ているか否かという話になりますと、これは担当のほうの危機管理課。水道課のほうで例えば来年度なり工事をやる箇所がありましたら、来年度ここ工事をやりますという形で危機管理課のほうに上げまして、ではここで消火栓がないからつけてくださいという依頼で新しく消火栓をつけたりというふうな、そういうやり方をしております。

（頓所）そうすると、今消火栓の市内どのくらいの数があって、その消火栓の耐用年数というのはあるのですか。

（建設部参事兼水道課長）29年の4月現在で市内には1,397基の消火栓がございます。耐用年数につきましては、配管と同じ38年から40年の耐用年数という形で計算しております。

（頓所）そうすると、その消火栓の保守点検というのかな、それは38年の中にだんだんつくっていくと思うのですけれども、おおむね今年度どのくらい、来年度どのくらいと、そういった目安というか、計画みたいなものあるのでしょうか。

（建設部参事兼水道課長）設置の計画につきましては、ある程度県央さんなり危機管理課さんのほうが計画というのを持っているかと思えます。ただ、水道課のほうで来年度工事、新設やる工事箇所、それにつきましてここをやりますので、新しい消火栓があったら、申請ということではないのですけれども、教えてくださいということで協議かけていますので、その中に危機管理課なり県央さんのほうの計画にあればそこをやっていくと。恐れ入ります。

（阿部）きょう道路認定で行ったところの最初の川里のほうか、あその道路認定行ったすぐ脇に防火水槽があった。あの防火水槽は消火栓という名で呼んでいるの。

（建設部参事兼水道課長）消防水利という呼び方になります。水の利用と、消防水利という形になるかと思うのですけれども、あのもの自体は水道課のほうで直すとか、維持管理という範囲ではございません。

（阿部）たしかあそこで橋本委員と看板を見ていたのだけれども、あの部分に消火栓と書いてあったような気がするのだけれども、あれは防火水槽だよ。消火栓という栓はバルブという意味だから、バルブがつい

ていないのに何で消火栓なのかなと思ったのだけれども。この水では消化せんということなのかなと。いうことなのかななんて思ってしまったり。変なしゃれだけれども。でも、あそこに消火栓と書いてあったのだけれども、消火栓あそこにあるの。

(建設部参事兼水道課長) 場合によっては、例えば県道部分とかにあったのかもしれないし、もしくはもともと消火栓があそこ近くにあって、看板をもしかしたら撤去していない。消火栓の看板というか、標識がございますよね。その標識がもし現地にあったとしたら、もともと消火栓があったのを防火水槽に直したのか、ちょっとその辺わかりませんが、その標識だけ残ってしまったのかもしれないのですけれども、ただおっしゃるように防火水槽であれば消火栓という表記はちょっと違うのかなというふうにはこちらでは思いますけれども、ちょっとそれは……

(阿部) 水道課の問題ではないかもしれないけれども、ちょっと休憩。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 3 9 分)



(開議 午後 1 時 4 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(阿部) では、さっきの問題については正確な情報をお伝えいただければ結構です。

以上。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第83号 平成30年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時42分）



（開議 午後1時59分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

道路課副参事より発言を求められていますので、どうぞ。

（道路課副参事）済みません、お時間いただきたいと思います。

先ほど阿部委員から通学路の安全対策と、あと県道、市道のつけかえについてお話がありましたが、その中で協議を進めるというお答えをしたのですが、その件は要望がありましたらまずは安全対策について警察、学校、地元自治会等とどういった方策があるか、可能かということの協議をまずは進めると、時間規制についても含めて協議を進めるということで、県道と市道のつけかえをすぐ協議を進めるということではなく、まずは安全対策について進めさせてもらうということで補足をさせていただきたいと思います。

（委員長）それでよろしいですか。

次に、議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

本日の審査はこれで終わりにいたします。この続きは、あす午前9時から行います。よろしく願いいたします。

本日はご苦労さまでした。



(散会 午後 3 時 0 2 分)